

内部通報制度

内容

<u>はじめに</u>	3
<u>利用範囲</u>	4
<u>通報手順</u>	7
<u>報告者の保護</u>	9
<u>通報書および個人データの取り扱いについて</u>	10
<u>調査と結果</u>	15
<u>懲戒処分</u>	17

はじめに

フロス B&B イタリアグループによって採用・実施されている本内部通報制度は、グループの従業員、役員、およびグループのため¹に直接的または間接的に活動するすべての第三者（例：代理店、販売店、サプライヤー、ビジネスパートナーなど）（以下、「受容者」という）が、グループ各社が採用する方針や手続きに違反した場合、あるいは財務上の損失につながる、またはグループ各社やその評判を著しく傷つけたり、個人の生活や健康に影響を与える可能性のある問題や法令違反があった場合に通報できるようにするための制度です。

この内部通報制度は、グループの倫理規定およびグループ会社が採用するその他の方針と手続きを補完するもので、イタリアのグループ会社については、イタリア立法令第 231/2001 号に従って採用された組織モデル、イタリア以外のグループ会社については、グループ会社が実施するその他の国内規定が含まれます²。本制度はグループの従業員に広く普及しており、新入社員も入社と共に利用できるようになります。本制度は、グループの倫理規範やサプライヤー行動規範とともに、その他の受容者にも適用されます。

EU 法および施行されている現地法または規制の違反を報告する者の保護に関する指令 (EU) 2019/1937（該当する場合）を含む、適用される法律および規制に従い、本内部通報制度は、通報者の秘密保護とあらゆる形態の差別または報復からの保護を保証し、通報および調査を処理するために従うべき手続きを設定しています。

なお、通報は合理的な理由に基づくものでなければなりません。また、重大な過失や悪意で通報した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。

内部通報制度は、2022 年 11 月 25 日、フロス B&B イタリアグループ S.p.A の取締役会において承認され、2023 年 10 月 16 日に最終更新されました。

利用範囲

内部通報制度の対象となる事項

私たちの目的は、私たち一人ひとりの活動方法を鼓舞する価値観に反映されており、すべてのサプライヤーが尊重することを期待するものです。グループ各社に影響を与えるよう

¹ 「グループ」 または 「グループ会社」という表現は、フロス B&B イタリアグループ S.p.A. およびその直接または間接的に支配するすべての子会社を指しています。

² この内部通報制度の目的上、イタリア立法令第 231/2001 号および監督機関への言及は、イタリアのグループ会社のみに影響します。

な、あるいは個人の生命や健康に重大な影響を与えるような重大な違反が行われた場合、あるいはその疑いがある場合には、この内部通報制度に従って報告を行うものとします。

特に、以下のような実際の違反行為またはその疑いがある場合は、必ず報告しなければなりません：

1. イタリア政令第 231/2001 号または類似の国内規定に基づき、グループ会社に責任を負わせる可能性のある、1 つ以上の犯罪を示唆するあらゆる違法行為；
2. イタリア立法令第 231/2001 号またはグループが実施する類似の国家規定に従って採用されたものを含む、関連グループ会社の組織モデルまたは手順に対する重要な違反行為；および
3. グループ各社が制定・実施する「倫理規定」に違反する行為、またはその他適用される法令に違反する行為。

報告すべき事項の例としては、以下のものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません：

- 横領、贈収賄、汚職、窃盗、競争法違反、詐欺、文書偽造など、金融犯罪に関する適用法の重大な違反、またはそれを行う第三者を支援すること；
- 会計、内部会計管理、監査の分野における不正行為；
- 労働安全に対する重大な違反；
- 商業的詐欺または適用される知的財産法および規制の違反；
- 製品の安全性およびコンプライアンス、消費者保護に関する適用される法律への違反；
- プライバシーおよび個人情報保護に関する法律および規制の違反；
- 重大な差別、暴力、ハラスメントの事例；
- 深刻な環境犯罪；および
- 倫理規定、サプライヤー行動規範、その他の方針・手順に対する重大な違反（本内部通報制度の違反を含む）。

フロス B&B イタリアグループまたはグループ会社の他の従業員または役員による違反は、報告されるものとします。また、一個人に起因するものではなく、例えば、グループ会社の組織体制に起因する可能性がある行為についても報告するものとします。違反行為は、フロス B&B イタリアグループ、グループ会社、またはグループ会社が義務を委託しているグループ以外の会社によって行われたものでなければならない。

グループ会社のために、またはグループ会社のために、あるいはグループ会社のために行われた行為や不作為が、違反の可能性につながる場合、グループ会社が違反行為を行ったとみなされます。グループ以外の会社が行った違反は、グループ会社の委託業務に関連した行為や不作為が違反の可能性につながる場合、内部通報制度の対象となります。

それほど深刻ではない違反や、給与への不満、能力不足、共同作業の難しさ、欠勤、喫煙・飲酒・その他の不適切な行動に関する社内ガイドライン違反などの人事関連事項については、この制度で報告することができません。このような問題は、直属の上司や地域の代表者に直接連絡するなど、通常のルートで報告する必要があります。この内部通報制度に基づき通報された場合、その通報は削除されます。

この内部通報制度の適用範囲に含まれるかどうかの詳細な判断は、ケースバイケースで行われるため、疑わしい場合は、通報することが推奨されます。

違反の可能性を報告する権利

上記で定義された本内部通報制度のすべての受容者は、所定の規定に従って報告書を提出する権利を有します：

1. 上記で定義された内部通報制度の範囲内であること；
2. 合理的な根拠に基づき、通報者が直接発見した事実に関するものであり、単なる噂に基づくものでないこと；および
3. 報告された人物に不当な損害を与える悪意がなく、善意で行われたもの。(以下、「被通報者」という)

内部告発者には通報の際に身元を明らかにする義務はなく、通報は匿名で提出することができます。ただし、匿名で提出された報告書は、その検証可能性および信頼性に関して特に懸念があり、重大な違反の疑いがあり、次項に規定する条件を満たす場合にのみ考慮されます。特に、匿名の通報は、通報者が十分な情報を提供していない場合、あるいは通報者や関係者と接触・面談できない場合、大概にして調査が困難になります。さらに、匿名の通報の場合、通報者個人を特定できる通報記録がないと、通報者が内部告発者保護の資格を得られない可能性があります。いかなる場合においても、本内部通報制度は、後に身元が判明した匿名の内部告発者にも制限なく適用されます。また、内部告発者の身元は、懲戒手続きおよび刑事訴訟の両方において保護されます。

上記を踏まえ、グループは、内部告発者を報復行為から効果的に保護し、さらなる情報が必要な場合に通報をより適切に管理するため、内部告発者が身元を明らかにすること、またはできるだけ詳細な情報（いつ、何があったのか、証人、その他の裏付けとなる情報）を提供することを推奨します。

また、重大な過失や悪意で通報された場合には、懲戒処分の対象となることがありますので、ご注意ください。

外部通報ルート

内部通報ルートに加え、従業員、請負業者、サプライヤー、およびグループと業務上の接点を持つその他の人物も所在地およびグループとの関係に応じて、指令 (EU) 2019/1937 および国内規制に従い、管轄当局に外部通報書を提出する資格があります。外部通報ルートは書面および口頭の両方で通報できます。口頭での通報は、電話やその他のボイスメッセージシステムで行うことができ、通報者の要請があれば、妥当な期間内に直接面談することも可能です。

グループの内部通報制度と内部通報ルートは、指令 (EU) 2019/1937 の要件に準拠しており、通報の効果的かつ内密な調査を行い、内部告発者をあらゆる形態の報復から保護します。管轄の国家当局が設立した外部通報ルートは、以下の場合にのみ使用されます：(i)本制度に基づき設置された内部通報手続を通じて通報したにもかかわらず、何らのフィードバックも得られなかった場合。(ii)内部通報制度が有効でない場合、利用できない場合、または適用される法律に規定される要件に準拠していない場合。(iii)内部通報者が、内部で安全かつ効果的に通報を調査できない、または通報が報復のリスクにつながると考える正当な根拠がある場合。(iv)報告すべき事案が公益に対して差し迫った、または明白なリスクを引き起こす可能性がある場合。グループの内部通報制度に含まれるすべての事案が、国が設立した外部内部告発ルートを通じて報告されるわけではないことにも注意してください。

グループの主要な EU 拠点に適用される外部通報の要件、範囲、および手順に関する追加情報は、以下のリンクからご覧になれます。

デンマーク

<https://whistleblower.dk/english>

イタリア

<https://www.anticorruzione.it/-/whistleblowing>

スペイン (バレンシア州)

<https://www.antifraucv.es/en/complaints-mailbox-2/>

グループは、内部告発者に対し、遅滞なく内部報告を行って、想定されり苦情の原因を迅速に解決できるよう、まず内部報告を行うよう呼びかけています。ただし、上記の条件が満たされている場合、外部通報ルートを通じて通報される前に内部通報を行う義務はありません。

通報手順

この内部通報制度に基づく通報先は、グループ倫理規程に基づき、各グループ会社が設置する倫理委員会であり、下記附属文書 A に定めるところにより構成されるものとします。イタリア立法令第 231/2001 号またはグループ会社が実施する類似の国内規定に従って監督機関を選出したグループ会社については、関連する倫理委員会に監督機関の独立委員（以下「独立委員」）が含まれます。

報告書は、以下のいずれかの方法で提出することができます：

1. 電子的に提出する場合は、以下のリンクから入手可能なオンラインレポートフォームに記入し、提出すること：

アークリネ ア・アレダメ ンティ S.p.A.	https://digitalplatform.unionefiduciaria.it/whistleblowing/default_new4.asp?token=ARCLINEAWB
B&B Italia S.p.A.	https://digitalplatform.unionefiduciaria.it/whistleblowing/default_new4.asp?token=BEBITALIAWB
その他のグループ会社	https://ethicsflosbebitaliagroup.integrityline.com/?lang=en

または

2. 独立委員を含む当該倫理委員会の委員に、電子メールまたは面前で通知します。関連する倫理委員会委員の連絡先は、この内部通報制度の附属文書 Aに記載されています。このような場合、内部告発者は、内部告発を行うために委員に連絡していること、そして内部通報制度による保護の利用を希望していることを明らかにしなければなりません。

オンライン報告フォームにアクセスできるすべての人に電子的な提出が推奨され、通報者、報告書の処理、および関連する調査の完全な機密性が保証されます。推奨されていない場合でも、オンライン報告書を通じて匿名で報告書を提出することも可能です。

受容者は、電子メールまたは直接倫理委員会の委員に報告書を提出することができ、その際、正当な理由を説明する必要はないものとします。

いかなる場合においても、この内部通報制度の規定および適用される法規制の枠組みに従って、通報者の秘密を守るためのあらゆる合理的な措置がとられるものとします。

特に、倫理委員会の1人以上の委員が（内部告発者または被通報者として）潜在的な対立状況にあるため、報告書を検証すべきではないと考える場合、受容者は倫理委員会の特定の委員に報告書を提出することを選択することができます。本制度で対処できない潜在的な利害対立は、該当する場合、国家当局により設立された上記の段落に記載されている外部通報ルートを通じて通報することができます。

電子的に提出された報告、および電子メールまたは直接倫理委員会の委員に宛てられた報告のいずれについても、この内部通報制度に定められた手続きに基づいて処理されます。ただし、通報の全部または一部が倫理委員会委員に関係する場合は、通報された倫理委員会委員を介さずに処理するものとします。

電話および直接の面談に関する完全かつ正確な記録は、耐久性があり検索可能な形式で保管され、報告者が記録を確認、修正し、署名することで同意する機会を提供するために、報告者が利用できるようにしなければなりません。

考慮されるためには、報告書は十分に詳細で、合理的な根拠に基づいていなければならず、また、例として、これに限定されないが、以下の情報をあらゆる添付書類とともに提供することによって、当該根拠の十分な検証を可能にしなければなりません：

- 報告書が匿名で提出されていない場合、報告者の詳細（氏名、役職など）；
- 報告された行為に関する明確かつ完全な記述（あらゆる省略を含む）；
- 報告された行為が行われた時間および場所の状況；
- 関係者、および関係する会社の構造/組織単位；
- 関与した、または損害を受けた可能性のある第三者；
- 報告された事実の妥当性を確認するための文書；および
- その他、報告された事実の検証に役立つ情報。

匿名で提出された通報書は、十分な根拠に基づき、適切に詳細で、潜在的に重大な犯罪または違反に関連している場合にのみ考慮されます。匿名での通報は、通報された事実の信憑性、通報された情報の検証の可能性などが考慮されます。本内部通報制度は、後に身元が判明した匿名の内部告発者にも制限なく適用されます。

上記を踏まえ、グループは、内部告発者を報復行為から効果的に保護し、さらなる情報が必要な場合に通報をより適切に管理するため、内部告発者が身元を明らかにすること、またはできるだけ詳細な情報（いつ、何があったのか、証人、その他の裏付けとなる情報）を提供することを推奨します。

上記の公式な内部通報ルート以外で通報を受けた場合、本内部通報制度の対象者は、速やかに原本を添付書類とともに転送し、口頭で通報を受けた場合は、その内容を適切なルートで現地の倫理委員会に書面で報告し、以下の事項を遵守しなければならないものとします：

1. 受け取った情報の機密性が保証されていなければなりません；
2. 報告者は、この内部通報制度の規定を遵守するよう求められること；および
3. いかなる場合においても、通報の内容に関連した独自の調査や活動を行わないこと。

報告者の保護

適用される法律および規制の枠組みに従い、グループは、この内部通報制度の規定に基づき、合理的な理由と誠意に基づいて通報を行った者の身元について、技術的・組織的措置により厳格な機密保持を保証します。

通報者およびその通報に関連する直接的または間接的な差別、嫌がらせ、報復は一切禁止されています。報復には、既に報復が行われている場合だけでなく、通報に関連して報復が試みられたり、脅迫されたりしただけのケースも含まれます。報復措置は、国の当該当局に通報することもできます。

本制度で規定されている保護は、内部告発者に近い人物（例えば、ファシリテーター、習慣的かつ現在関係がある同僚、内部告発者に関係のある同じ職場環境の人物）にも適用されます。

本内部通報制度に従い、規定に従い、適用される労働法で認められる範囲において、通報者の権利を保護するためにグループ会社が定めた規則、方針、手続きに違反した場合には、懲戒処分が適用されます。

通報者、ファシリテーター、および通報書に記載された通報者以外の人物の身元の秘密は保証されます。通報を行った人物の身元、およびこの身元が直接的または間接的に推測されるその他の情報は、通報者の明示的な同意なしに、通報を受理またはフォローアップする権限を有する者以外の人物に開示することはできません。次項に定めるとおり、通報書は、適切なフォローアップを行うために必要な範囲を超えて使用することはできません。

通報書および個人データの取り扱いについて

本内部通報制度に関連して提出された個人データの収集、処理、および開示の可能性は、2016年4月27日の2016/679号を含む一般データ保護規則（以下「GDPR」）およびデータ保護に関するその他の適用可能な現地法を含むデータ保護法に従います。

本項は、個人データに関わる内部通報の取扱いと、それに関する通報者、被通報者または通報書に記載された人物（以下、「データ対象」、または「あなたという」）の権利について説明するものです。

処理されるあなたの個人データは、あなたの報告に関連してあなたによって提供されるか、またはあなたが言及されている場合、この内部通報制度への報告に関連して他者によって提供されるものです。

個人データの処理に関する情報

報告書の処理に関連する個人データの処理に関する情報は、報告書が受理され処理が開始される際に報告者に提供されます。ただし、調査のために情報を提供することを延期する必要がある場合、またはフロス **B&B** イタリアグループもしくはグループ会社の重要かつ正当な利益に基づき、当該報告者の利益への配慮を上回る場合には、特定の評価に従って情報を提供しないことがあります。

被通報者の個人データの処理に関する通知は、一般データ保護規則の第14条5項を含む適用されるデータ保護規則に従って、該当する場合は保留されます。

データ対象者のカテゴリー

報告書の取り扱いには、通報者（匿名で提出された報告書を除く）、被通報者、および場合によっては報告書に記載されたその他の人物に関する個人データの処理が伴います。

個人データのカテゴリー

通報に関連して処理される主な個人データは、通報が匿名で提出されない場合は通報者の氏名と連絡先の詳細、被通報者の氏名と連絡先、および通報に至るきっかけとなった問題/事件の説明です。通報には、行われた通報の種類および苦情が申し立てられた行為または通報された出来事に応じて、必要であれば刑事犯罪およびその他の完全に個人的な問題に関する情報が含まれます。

通報の調査には、追加の個人データ（通報内容によっては、人種、政治的見解、宗教、労働組合への加盟、健康データなどの特殊な個人データを含む）の収集と処理、関係する従業員と役員との面接、雇用制裁、関係当局と警察への通報などを含む場合があります。

いずれの場合も、グループは、通報された行為を検証し、受理した通報をフォローアップし、解決に導くために、厳格かつ客観的に必要な個人データのみを処理します。当該報告に関連しない情報は、提出しないものとします。

通報書内で受け取った、または調査中に収集された、特殊カテゴリーの個人データ、または前科および犯罪に関するデータは厳格に必要な場合に限り、いかなる場合においても、GDPR 第 9 条および第 10 条を含む、適用法で定められた範囲内で処理されます。グループが万が一、不必要な個人情報を収集した場合には、速やかに消去します。

個人データの処理に関する法的根拠

この内部通報制度の対象となる（潜在的な）違反行為に関する個人データの処理は、以下に基づいて行われます。(i) GDPR 第 6 条(1)(b)項に基づき、あなたが提出した通報書に記載されている事実を検証したいというあなたの明示的な要求(ii) フロス B&B イタリアグループおよびグループ会社が、指令(EU) 2019/1937 およびイタリア立法令第 24/2023 号を含む履行のための現地法または規制の体制下にある企業に対して、GDPR 第 6 条(1)(c)項に基づく法的義務を遵守する必要性 (iii) フロス B&B イタリアグループおよびグループ会社の正当な利益として、管轄当局に対してグループまたはその他の第三者の権利または正当な利益を確認、行使、弁護するため、および GDPR 第 6 条(1)(f)項に基づく詐欺行為、違法行為、不正行為を防止するため。この正当な利益は、グループによって適切に評価され、GDPR 第 6 条(1)(f)項に従い、処理の対象とならないデータ主体の利益、またはデータ主体の基本的権利および自由よりも重要であると見なされます。特別カテゴリーの個人データまたは前科および犯罪に関する情報については、処理の法的根拠は、指令 (EU) 2019/1937 および関連する現地の施行法および規制で言及されている当該公益であり、いかなる場合も GDPR 第 9 条および第 10 条で規定された範囲内にあります。

第三国への転送

あなたの個人データの処理が EU/EEA 圏外の国への転送を伴う場合（例えば EU 圏外の国にあるホスティングプロバイダーを使用する場合）、フロス B&B イタリアグループまたは関連するグループ会社は、その転送が合法であり、GDPR が定める転送のための適切な保護を確立するという要件を満たしていることを確認するものとします。

特に、あなたの個人データが、欧州委員会によって適切なセキュリティ対策を提供していないと見なされる国に転送される場合は、欧州委員会が採択した標準契約条項が定められ、個人データの適切な保護レベルを確保するために必要な技術的および組織的対策が採用されます。

データ対象者の権利

データ対象者として、あなたには適用されるデータ保護法および規則が特定の例外を定めている場合を除き、以下の特定の権利があります：

1. アクセス権：あなたには、処理されているあなたの個人データへのアクセスを要求する権利、および個人データのコピーを入手し、以下についての情報を受け取る権利があります。
 - 処理の目的；
 - 関連する個人データの категория；
 - 第三国の受信者を含む受信者または受信者の категория、および個人データの移転のために提供される保護措置；
 - 適用される保存期間またはそれを決定するための基準；および
 - あなたの個人データの発信元
2. 修正する権利：あなたには、あなたに関する誤った個人情報の修正、および不完全な個人情報の補完を要求する権利があります。
3. 消去の権利：あなたには、特定の状況下で、あなたに関する個人データの削除を要求する権利があります。
4. 制限する権利：あなたには、個人データの正確性に問題がある場合など、個人データの処理の制限を要求する権利があります。
5. データポータビリティの権利：あなたには、当社に提供した個人データを、構造化され、一般的に使用され、機械で読み取り可能な形式で受け取ることを要求し、一定の条件を満たす場合に、この個人データを別のデータ管理者に転送することを要求する権利があります。
6. 反対する権利：あなたには、内部通報の処理の一環としてあなたの個人データが処理される方法について、異議を申し立てる権利があります。異議申し立てが正当なものである場合、個人データの処理が行われないことがあります；ただし、管理者は、あなたの利益、権利および自由より優先されるやむを得ない理由があることを証明することにより、処理を継続する権利を有するものとします。
7. あなたの個人データが処理される方法に同意できない場合、GDPR および適用される国内法令に従い、関連するデータ保護当局に不服を申し立てる権利があります。

しかし、本内部通報制度の対象となる方には、解決策を見出すために、まず現地担当者に連絡することをお勧めします；

イタリア立法令 101/2018 および法令 139/2021 によって最終的に改正されたイタリア立法令 196/2003 第 2 条 *terdecies* (いわゆる「イタリアのプライバシー法」) に則り、死亡の場合、上記の権利は、その人本人の利益または義務行為、あるいは保護を必要とする家族などの理由を持つ別の有資格者によって行使されることがあります。あなたは関連するグループ会社に書面による要請を提出することにより、あなたの後継者によって上記の権利が行使されることを明示的に防ぐことができます。上記の表明は同じ方法でいつでも撤回または変更することが出来ます。

イタリア個人情報保護法第 2 条 *undecies* と第 2 条 *duodecies* および GDPR 第 23 条に基づき、グループは、特に内部告発者の身元に関する秘密が現実的・具体的に、およびその他の理由で不当に侵害されるリスクがある場合、および通報の根拠を効果的に確認したり、必要な証拠を収集したりする能力が損なわれる可能性がある場合、適用される法的規定が定める範囲内で、当該権利の行使を制限または遅延させる権利を有します

守秘義務と匿名性

匿名での通報を希望された場合、誤ってあなたの個人データを提供した場合、通報を受けた者は、当該個人データを削除した上で、通報を取り扱います。

いかなる場合にも、あなたの秘密は許容される最大限の範囲まで保護されるものとし、特に身元については、法廷での保護を求めるため、法的義務を果たすため、その他法律で規定された範囲内で、直接または間接的に通報に関連する理由によるあなたに対する報復、脅迫、暴力、差別などの事案を防ぐために必要な場合を除き、被通報者や第三者に対して開示されることはありません。違法な通報（客観的な要素に基づいて根拠がないことが明らかになり、調査段階で確認された具体的な状況から、悪意または極度の過失によって提出されたと考えられる報告）があった場合、あなたの身元に関する秘密は保証されません。

また、警察等の外部機関による捜査の対象となった場合、フロス B&B イタリアグループおよびグループ会社があなたの身元を把握している場合には、法令により開示を求められることがあります。

個人データの提供先

当社または関連するグループ会社は、報告された個人情報を他者と交換する必要がある場合があります。この場合、個人情報は以下のような相手先と交換されます：

1. 当社またはグループ会社から正当な権限と指示を受けた、当社またはグループ会社内の関連部署；
2. 内部通報チャンネルを管理し、法的、技術的、管理的な支援を提供する外部データ処理業者（外部データ処理業者を含む）；
3. 特定の報告書の処理に関連して法的支援を提供するなどの外部アドバイザー；および
4. 警察等の公的機関への情報提供が必要な場合です。

いずれの場合も、フロス B&B イタリアグループまたは関連するグループ会社は、処理の目的を達成するために厳密に必要な場合にのみ、あなたの個人データを上記の受信者に伝達します。あなたのデータが流布されることはありません。

個人情報の削除

通報内容が本内部通報制度の適用範囲に属さない場合、明らかに根拠がない場合、または内容が正確でない場合には、個人データを直ちに削除します。ただし、通報が悪意または重大な過失により行われ、本内部通報制度に基づく懲戒処分が適用されると判断された場合は、個人データの削除に関する社内人事ガイドラインに従って、その目的および必要な期間保存されます。

通報は、警察を含む所轄官庁への通報および個人情報の開示の義務を伴う場合があります。警察などの関係機関に通報した場合、個人情報は保存する必要がなくなり、関係機関との間で事件が解決した後、直ちに削除されます。

個人データが他の会社の従業員に関係し、その会社に個人データを開示する合理的な根拠がある場合、そのデータは開示後直ちに削除されますが、文書上の要件により継続的な保管が義務付けられている場合はその限りではありません。

匿名の通報を含め、この内部通報制度の範囲内にある通報は、法的要求の制限期間を超過した場合を含め、通報が最終的に処理され次第、削除されます。

収集された情報に基づき、報告された従業員に対して懲戒処分が下された場合、または、当該従業員に関するデータを保存し続ける必要があるその他の客観的理由がある場合、データは当該従業員のファイルに保存され、個人データの削除に関する社内人事ガイドラインにしたがって削除されます。

また、通報された疑惑の調査終了後 2 ヶ月以内に警察などの関係機関に通報されなかった場合、またはその期間内に従業員案件に情報が移管されなかった場合にも、情報は削除されます。

いかなる場合においても、内部通報に関するデータは、次項に基づく最終的な調査結果の通知後から5年以上は保存されません。

調査と結果

倫理委員会は、この内部通報制度に基づく通報を受けた場合、その内容が上記の内部通報制度の範囲に属するか否か、及びその主張が合理的な根拠に基づいているか否かを判断するために、当該通報を検討するものとします。

このため、倫理委員会の委員に電子メールまたは面談で通報があった場合、当該委員は、当該通報が他の委員に関するものでない限り、速やかに当該通報を他の倫理委員と共有するものとします。

組織モデルを採用し、イタリア政令第231/2001号または関連するグループ会社が実施する類似の国内規定に従って監督機関を任命しているグループ会社においては、上記で定義された倫理委員会の独立委員が、イタリア政令第231/2001号または類似の国内規定に基づき、犯罪行為または関連する可能性のあるその他の事実があったと主張する通報を確認する責任を負います。独立委員は、当該報告書を、適用される手続に従って、関連する監督機関に転送するものとします。

この場合を除き、倫理委員会は、重要かつ合理的な根拠に基づくと認められる報告について、その主張する事実を確認するための調査を必要とするか否かを判断するものとします。このような調査には、通報者および被通報者に更なる情報を求めること、会社の他の機能又は従業員を関与させること、及び外部コンサルタントを指名することが含まれます。

倫理委員会は、違反が確認された場合、グループ各社で採用・実施されているグループ倫理規範、雇用法・契約、その他適用される方針・手続きに基づき、どのような懲戒措置や制裁を適用するかを決定するために関連組織に報告します。

倫理委員会は、通報の内容が事実でなく、悪意または重大な過失によるものであると判断した場合、本内部通報制度に基づく制裁を決定するため、関係法人に通報するものとします。

報告者は、提出された報告書を受領してから7日以内に受領の通知を受け、提出された報告書に関する評価および調査の状況について、その結果が損なわれない限り、適時に報告を受けるものとします。報告者は、報告書の受領通知から3ヶ月以内に、調査の結果について倫理委員会からフィードバックを受ける権利を有します。

被通報者は、適用される雇用法およびこの内部通報制度に規定される条項に従って、同様に通知されるものとします。

倫理委員会の報告書

各倫理委員会は当該グループ会社に関して当該期間に実施した活動についての年次報告書(以下「倫理委員会報告書」という)。イタリア立法令第 231/2001 号またはグループ会社を実施する類似の国内規定に従って監督機関を任命した会社では、倫理委員会の報告書は、監督機関に宛てた半期報告書であり、関連グループ会社の取締役会に対する監督機関の定期報告書に記載されるものとします。

倫理委員会の報告書には、以下の内容を含むものとします：

- 関連するグループ会社に関して、内部通報制度に従って受理された報告の件数と内容；
- 当該報告書および関連する調査の状況；および
- 推奨される懲戒処分および/または制裁措置の数および種類。

フロス B&B イタリアグループの倫理委員会(以下「グループ倫理委員会」という)は、グループ全体の本倫理規定の遵守状況を総合的に監視する役割を担います。このため、各倫理委員会は、当該期間の活動内容を半期ごとにグループ倫理委員会に報告します(以下「グループ報告」という)。

各当該グループ報告書には特に以下が含まれるものとします：

- 関連するグループ会社におけるこの倫理規定の実施および遵守の状況の評価、ならびに当該期間に実施または検証された活動の記述；
- 該当期間中に、内部通報制度に従って該当する倫理委員会に提出された内部通報の件数と内容、および当該報告に関連して実施された活動の総記；
- この倫理規範、サプライヤー行動規範、または関連するグループ会社を実施するその他のコンプライアンス方針および手順に対する重大な違反が検出された場合の概要説明、または該当する場合には、そのような事象が当該期間中に発生しなかったという表明。

また、各倫理委員会は、特に重大な違反、あるいはグループ会社、フロス B&B イタリアグループおよびグループの責任、金銭的損失、風評被害につながる可能性のある重大な違反を発見した場合、速やかに グループ倫理委員会に報告するものとします。

グループ倫理委員会は各倫理委員会に対して、この倫理規定の遵守を最高レベルで保証するためのフォローアップの提案、およびグループ会社全体で行うべき実施または改善措置に関する勧告を行うことができます。

グループ倫理委員会がフロス **B&B** イタリアグループの監督機関に提出する倫理委員会報告書には、グループ会社の倫理委員会が提出するグループ報告書を通じて得た情報およびそれに関する活動についても言及するものとします。

懲戒処分

本内部通報制度および関係法令に基づき、通報者の権利を侵害した者は、倫理委員会の勧告を受け、雇用・労働関係法令に基づき、解雇を含む懲戒処分を受けることとなります。

適用される労働法で認められている範囲において、故意または重大な過失に基づく名誉毀損または誹謗中傷の責任が第一審の刑事判決または民事判決によって立証された場合には、悪意で通報書を提出した者にも懲戒処分が適用されます。

なお、名誉毀損、差別、ハラスメントなどについては、他の民事、刑事、行政処分が適用される可能性があります。この内部通報制度に基づくフロス **B&B** イタリアグループおよびグループ会社の懲戒処分に置き換わるものではありません。